

流入車規制違反に係る公表規定の追加について

1 背景

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、府内 37 市町を発着地として運行を行う者は、自動車 NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等を使用しなければならないとする流入車規制を平成 21 年 1 月から実施している。

流入車規制では、運行者に対する車種規制適合車等使用義務だけでなく、当該運行者に業務を委託する旅行者や荷主等に対しても、運行者に適合車等の使用を求めることや適合車等の使用状況の確認義務を課している。

条例違反者には車種規制適合車等の使用命令を発することができ、さらに当該使用命令に違反した者に対しては、罰金に処することと規定している。

2 現状・課題

条例違反者に対しては、これまで改善を指導しているが、一部に度重なる行政指導にも関わらず、車種規制適合車等使用義務違反を繰り返す運行者が存在している。

3 対策・効果

今回、使用命令を受けた者について、その氏名等を公表できる規定を追加する。

広く府民やこれら旅行者・荷主等に対して条例違反者の情報を提供することにより、使用命令の実効性を高めるとともに、違反の防止や改善をより一層促進させることとしている。

